

令和3年度 名護市防災研修センターの使用再開について

名護市防災研修センターについて、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、名護市公の施設の管理に関する基本条例（平成16年条例第1号）第16条の規定に基づき、人数制限等を行った上で使用を再開します。

なお、使用制限については、次のとおり新型コロナウイルス感染症拡大防止策を講じた上で、段階的に緩和（解除）していきます。

4月

週	研修人数（回）	研修回数	対象者地域
第1・2週	10名以下	1回／日（最大）	市内
第3週～	10名以下	2回／日（最大）	市内

5月～6月

週	研修人数（回）	研修回数	対象者地域
全ての週	10名以下	2回／日（最大）	本島北部（市内含む。）

7月以降は、県内の状況を勘案し決定する。

※ただし、沖縄県内において新型コロナウイルス感染者の発生状況に応じて、再度名護市防災研修センターの使用を中止（休館）することがあります。